

協会けんぽ Times

職場の皆様で回覧をお願いします



協会けんぽ 2020 (令和2) 年度決算 (見込み) のお知らせ

2020年度の決算 (見込み) のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う協会けんぽ加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等により、協会けんぽ発足以来初めて保険給付費（特に、医療機関に支払う「医療給付費」）が前年度より減少しました。一方で、経済状況の悪化により保険料収入が減少しましたが、保険給付費（支出）の減少額が保険料収入の減少額よりも大きかったため、前年度と比べ収支差が784億円増加しました。

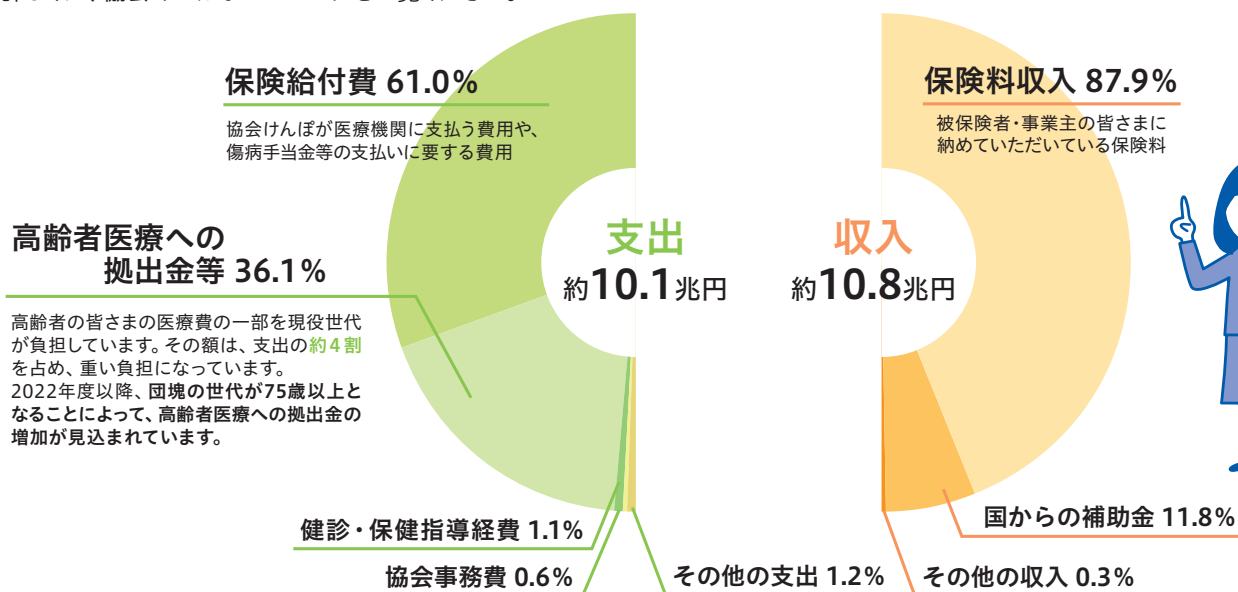
※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2020年度決算 (見込み)

医療分

収入	10兆7,650億円 (▲1,047億円)
支出	10兆1,467億円 (▲1,831億円)
収支差	6,183億円 (+784億円)
準備金	4兆 103億円 (+6,183億円)

※（ ）内は、対前年度比。



Q

2020年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は安心なのでしょうか？

A

協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 経済状況の先行きが不透明であることから、今後の保険料収入の見通しも不透明です。
- 一方で、支出面では、医療給付費は、加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって2020年4、5月に大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の水準まで戻りつつあります。
- また、2022年以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金等の増加が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

退職後の保険証回収をお願いします

不要な医療費が多くなると、保険料率の上昇につながります



回収をお願いします



■不要な医療費の支出を防ぐため、迅速・確実な保険証の回収にご協力をお願いします。

■回収した保険証は、「資格喪失届」等に添付のうえ、日本年金機構へ返却をお願いします。

※電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送ください。

「退職される方」、「扶養から外れる方」にお伝えいただきたいこと

① 保険証が使用できるのは退職日までです

退職日の翌日から保険証は無効です。

※ご家族(被扶養者)が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証は無効です。



② 無効の保険証は、事業所へ返却が必要です

ご家族(被扶養者)の保険証や、高齢受給者証、限度額適用認定証も併せてご返却ください。

※保険証の返却がない場合は、日本年金機構から保険証無効のお知らせを、協会けんぽからは保険証返納依頼文書をご本人へ送付しています。

③ 退職された方ご自身で、次に参加する健康保険の選択と加入の手続きが必要です

無効な保険証の使用が判明した場合…退職された方へ医療費の返還請求を行います

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しています。加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度の
予定

実施方法

協会けんぽから届いた「被扶養者状況リスト」にて、対象者の資格をご確認いただき、同封の返信用封筒でご提出ください。

お届け時期 10月下旬から11月中旬

提出期限 令和3年12月20日(月)

再確認の対象者

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者



千代田・新宿・品川年金事務所内協会けんぽ窓口の閉鎖について

千代田・新宿・品川の各年金事務所内に設置する協会けんぽ窓口は、お客様の利用状況を踏まえ閉鎖させていただくこととなりました。ご利用のご加入者様にはご不便をおかけいたしますが、各種手続きには郵送をご利用くださいますようお願いいたします。

※年金事務所の閉鎖ではありません。

年金事務所内 協会けんぽ窓口	最終営業日
新 宿	令和3年9月17日(金)
千代田・品川	令和3年9月30日(木)



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください

協会けんぽ Times の最新号・バックナンバーは
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます

令和3年9月号

